

浜松市下水道事業調整会議に関する要綱

(設置)

第1条 下水道事業に係る事務の円滑化及び適正化を図るため、下水道事業調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について、審議、調整等を行う。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定による公共下水道の供用の開始及び同条第2項の規定による下水の処理の開始に関する事項
- (2) 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年浜松市条例第32号）の規定による負担金に関する事項

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる課の長、課長補佐及び調整会議に付議される事項に係る事務を担当するグループの長をもって組織する。

(1) 下水道工事課

(2) お客さまサービス課

2 下水道工事課長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であっても調整会議に出席させるものとする。

(会議)

第4条 調整会議は、下水道工事課長が主宰する。ただし、下水道工事課長が不在のときは、お客さまサービス課長がその職務を代理する。

2 調整会議は、下水道工事課長が必要の都度招集する。

(付議手続)

第5条 下水道事業に係る事務を所管する課の長は、調整会議に付議すべき事項があるときは、下水道工事課長が指定する日までに、調整会議を主管する課へ関係書類、資料等を提出しなければならない。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、水道事業及び下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。